

農業物価高騰対応機器導入費補助事業 Q & A

(2022年9月6日時点)

神奈川県環境農政局農水産部農業振興課

目次

【1 共通事項 (4～6ページ)】

- Q1-1 事業の内容はどのようなものか。
- Q1-2 補助事業の交付対象者となる要件はなにか。
- Q1-3 補助金の交付の流れはどのようなものか。
- Q1-4 申請書類の作成について、作成時に技術的支援は受けられるのか。
- Q1-5 事業計画の優先順位はどう決めているのか。
- Q1-6 複数の計画を申請してもよいか。
- Q1-7 国や市町村、農協の補助事業との併用は可能か。
- Q1-8 居住地と営農地の市町村が異なる場合、どちらを通じて申請書を提出するのか。
- Q1-9 事業のスケジュールはどうなっているのか。
- Q1-10 着手可能になるのはいつごろか。
- Q1-11 県政C等に様式を提出する際、あて名は「県知事」と「地域県政総合センター所長」のどちらか。
- Q1-12 作型の都合上、交付決定前に購入したいが、可能か。
- Q1-13 事業は、何をもって完了とするか。またいつまでに完了すればよいのか。
- Q1-14 消費税は補助対象となるか。
- Q1-15 5戸要件等はなく、個人1戸での申請が可能という解釈でよいか。
- Q1-16 申し込みの窓口は、県のどの機関か。
- Q1-17 市町村はどのような役割を担うのか。
- Q1-18 機器等を購入した場合は、領収書を証拠書類として補助金を払うのか。
- Q1-19 交付決定は市ではなく、事業者に直接されるという認識でよいか。
- Q1-20 対象機器の故障があった場合、還付することになるのか。

【2 目標 (6～7ページ)】

- Q2-1 成果目標はどのように設定するのか。
- Q2-2 計画内容に矛盾や、達成困難な目標が含まれている場合の扱いはどうなるか。
- Q2-3 目標について、5%以上削減すると記載されている。記載する書式はあるのか。
また、どのように記載するのか。
- Q2-4 目標年度はいつか。機器導入前の使用量の期間はいつか。
- Q2-5 機器の使用燃油量を他の機器と分けられない場合、どのように確認したらよいか。

Q2-6 カタログスペックや申請者本人の申告のみでは、使用燃油量または労働時間が実際に5%削減できるか判断できない。判断基準はないのか。

【3 補助対象（7～9ページ）】

Q3-1 補助対象はどのようなものか。

Q3-2 中古機械は補助対象になるか。

Q3-3 ネットオークションで機器を購入したいが、補助対象になるか。

Q3-4 機械の入手方法で、「リース」は事業対象となるか。

Q3-5 機器の設置費用は補助対象となるか。

Q3-6 ヒートポンプだけを購入したい場合、補助対象となるか。

Q3-7 すでに総合環境制御装置を導入しており、加温機のみを更新したいが、補助対象となるか。

Q3-8 ドローン等を共同で購入できるか。また、その場合、共同者全員の農地を合計して記載できるか。

Q3-9 表に記載以外の機器で、省エネを実現できる機器も補助対象となるか。

Q3-10 機器を年度内に入手できない場合は補助対象外か。

Q3-11 環境制御装置を導入する場合、温室の建築許可が必要か。

Q3-12 以下の機器は、環境制御装置に含まれるか。

- ・加温器 ・ヒートポンプ ・4段サーモ ・炭酸ガス発生装置 ・天装の自動開閉
- ・天井カーテン ・細霧冷房 ・循環線

Q3-13 ドローンは購入後に免許を取得することになるが、よいか。

Q3-14 機能向上であれば、既存の設備の買い換えでも、補助対象となるのか。

Q3-15 補助対象経費に設置費、運搬費は含まれるか。

【4 書類関係（9～10ページ）】

Q4-1 計画申請時に、複数業者の見積もり等の資料は必要か。

Q4-2 9月末日は、必着か、消印か。

Q4-3 対象となる販売農家の販売金額は確定申告で確認するのか。それとも別の方法で確認するのか。また、経営耕地面積はどのように確認するのか。

Q4-4 選考方法が示すように優先順位があるが、裏返せば、条件に合致していても補助を受けられないことがあると解釈して良いか。

Q4-5 補助率1/2以内であるが、申請数により全体に補助するために1/2に及ばない補助額になることもあるのか。

【5 計画承認後の手続き等について（10～11ページ）】

Q5-1 計画承認の時期はいつか。

- Q5-2 事業の着手について、見積もり合せは着手となるか。
- Q5-3 機器の購入に向け、日本政策金融公庫への資金調達調整等といった準備は、事前着手にあたるのか。
- Q5-4 交付申請時には、事業計画提出時に添付した書類を一式添付するのか。
- Q5-5 計画申請後に計画を変更することは可能か。
- Q5-6 事業完了以降、目標達成状況報告はいつ行えばよいか。
- Q5-7 目標達成の義務はあるのか。また、義務があるとして何年間縛りがあるのか。

【 1 共通事項】

Q1-1 事業の内容はどのようなものか。

A1-1 原油価格や物価高騰による影響を受け、経営が悪化している農業者等に対し、省エネ機器等を導入する経費に対する補助を行います。
(補助率：1/2以内、補助上限額：250万円)

Q1-2 補助事業の交付対象者となる要件はなにか。

A1-2 販売農家（経営耕地面積が30a以上又は農産物販売金額が年間50万円以上）又は荒茶工場所有者（個人もしくは、農業協同組合、生産者組合）が対象者となります。

Q1-3 補助金の交付の流れはどのようなものか。

A1-3 補助対象となる農業者が居住する市町村を管轄する地域県政総合センター及び横浜川崎地区農政事務所（以下、「県政C等」という。）から補助金を交付します。

Q1-4 申請書類の作成について、作成時に技術的支援は受けられるのか。

A1-4 申請書類の作成は農業者等が自ら行ってください。栽培技術上の観点（作物の地域適応性、作型の合理性、想定収穫量の合理性、導入する機器の合理性など）について、農業技術センター（以下、「農技C等」という。）に助言を求めることはできますが、申請書類の内容については自らの責任において作成してください。

Q1-5 事業計画の優先順位はどう決めているのか。

A1-5 事業の内容が適切であると認められる場合は、要領別表の優先順位が高い機器を導入する計画から順番に、予算の範囲内で要望額のとおり計画承認します。同じ機器どうしで順位をつける場合、経費当たりの対象面積が大きい計画から承認します。

Q1-6 複数の計画を申請してもよいか。

A1-6 申請者1名につき、一度に申請する計画は一つで、購入できる機器は1台（アタッチメント、関連機器を含む一式）です。環境制御装置と一体的に購入するモニタリング装置、ヒートポンプ、加湿器等は一式としてすべてを導入する場合に対象とします。

Q1-7 国や市町村、農協の補助事業との併用は可能か。

A1-7 補助金が県を経由する国事業については、併用はできません。市町村や農協の事業については、併用は可能としますが、市町村や農協の事業に併用禁止の規定があるか、各市町村の事業所管課に確認してください。また、補助金額の合計が補助対象経費を超えないようにしてください。

Q1-8 居住地と営農地の市町村が異なる場合、どちらを通じて申請書を提出するのか。

A1-8 居住地（法人においては所在地）の市町村を管轄する県政C等を通じて計画申請をしていただきます。

Q1-9 事業のスケジュールはどうなっているのか。

A1-9 以下のスケジュールで考えております。

<令和4年度>

9月30日	県政C等への申込期限
10月上旬	県政C等内で申請書類の確認
10月中旬	県政C等から農業振興課への申請書類提出期限
10月下旬	農業振興課内：書類確認・計画承認&通知
10月下旬以降	交付申請→交付決定→事業開始
令和5年2月末まで	事業完了
3月10日まで	県政C等への実績報告
3月31日まで	県政C：現地確認→県政C等から補助事業者へ補助金支払い

<令和6年度>

5月31日	補助事業者から県政C等への目標達成状況報告期限
6月30日	県政C等から農業振興課への報告期限

Q1-10 着手可能になるのはいつごろか。

A1-10 計画承認後、交付申請書の提出と合わせて交付決定前事業着手届（要領様式2）を提出した後であれば、事業の着手は可能となります。

Q1-11 県政C等に様式を提出する際、あて名は「県知事」と「県政総合センター所長」のどちらか。

A1-11 「地域県政総合センター所長」（又は「横浜川崎地区農政事務所長」とします。

Q1-12 作型の都合上、交付決定前に購入したいが、可能か。

A1-12 計画承認後、交付申請時に交付決定前着手届（要領様式2）を提出していただければ、その後工事の着手は可能です。ただし、様式2に記載のとおり着手から交付決定を受ける期間内においては、計画変更ができないとともに、天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担するものとします。

Q1-13 事業は、何をもって完了とするか。またいつまでに完了すればよいのか。

A1-13 原則、補助対象機器の導入・設置及び支払いの完了をもって、事業の完了とします。

令和5年2月末日までに完了する必要があります。作型の都合上やむを得ず、設置まで完了できない場合は、納品までで実績報告書を提出していただきます。その後、設置が可能となったら速やかに設置の上、決められた機器施工完了報告書（要領参考様式4）を提出してください（この場合、設置費用は補助対象となりません）。

Q1-14 消費税は補助対象となるか。

A1-14 一般課税事業者であれば、消費税は補助対象外です。仕入控除額の確定後、要綱第13条に基づき、当該金額分を返還する必要がありますので、明らかに該当する場合はあらかじめ補助対象事業費に含めずに申請してください。なお、非課税事業者又は簡易課税対象者の場合、消費税は補助対象のため、返還の必要はありません。

Q1-15 5戸要件等はなく、個人1戸での申請が可能という解釈でよいか。

A1-15 販売農家1経営体での申請が可能です。

Q1-16 申し込みの窓口は、県のどの機関か。

A1-16 申込受付等については、県政C等地域農政推進課で実施します。

Q1-17 市町村はどのような役割を担うのか。

A1-17 事業の周知や、生産者からの相談を受けた場合に、県政C等あてにつないでいただきたいと考えています。

Q1-18 機器等を購入した場合は、領収書を証拠書類として補助金を払うのか。

A1-18 領収書及び事業内容が分かる写真等を証拠書類とし、完成確認検査を実施した上で補助金を支払います。

Q1-19 交付決定は市町村ではなく、事業者直接向けという認識でよいか。

A1-19 そのとおりです。

Q1-20 対象機器の故障があった場合、補助金は返還することになるのか。

A1-20 原則として、故障時は自己資金にて修理し、耐用年数まで使用していただきます。なお、要綱第13条に従わず、不適切な管理により機器を廃棄することとなった場合は、補助金を返還しなければならないことがあります。

【2 目標】

Q2-1 成果目標はどのように設定するのか。

A2-1 購入する機器に応じて要領別表に記載されている目標を設定します。なお、目標年

度は、事業実施年度の翌年度（令和5年度）とします。

Q2-2 計画内容に矛盾や、達成困難な目標が含まれている場合の扱いはどうなるか。

A2-2 提出された計画に著しい矛盾等がある場合は、申請対象外となります。こうした事態にならないよう、県政C等や農技C等にあらかじめ相談したうえで、補助事業者（業者等）が自身の責任で計画書を作成してください。

Q2-3 目標について、5%以上削減すると記載されている。記載する書式はあるのか。また、どのように記載するのか。

A2-3 補助事業計画書に、削減目標の概要を記入いただきます。機器導入前の使用燃油量または作業時間の値が分かる場合は、具体的な数値をご記入ください。カタログスペックの比較でもかまいません。分からない場合は削減目標の定性的な概要を記入頂ければ結構です。

Q2-4 目標年度はいつか。機器導入前の使用量の期間はいつか。

A2-4 目標年度は令和5年度になります。機器導入前の使用量、作業時間の対象期間は機器導入前のデータが出せる直近の年度になります。

Q2-5 機器の使用燃油量を他の機器と分けられない場合、どのように確認したらよいか。

A2-5 使用燃油量を他の機器と区別できない場合、経営全体の使用燃油量の5%削減を目標として下さい。

Q2-6 カタログスペックや申請者本人の申告のみでは、使用燃油量または労働時間が実際に5%削減できるか判断できない。判断基準はないのか。

A2-6 統合制御機器を除く要領の別表に記す対象機器は、農林水産技術会議のスマート農業実証プロジェクトの結果等

(https://www.affrc.maff.go.jp/docs/smart_agri_pro/jissho_data/index.htm)

から、適切に利用した場合は機器導入前よりも使用燃油量または労働時間の5%以上の削減効果が期待できることが明らかです。そのため、計画書の内容から、これらの導入機器を農作業に適切に利用することが確認できれば、成果目標が達成できる見込みであるとみなします。

統合制御機器の新規導入につきましても、多くの場合、上記実証プロジェクト等の成果から、適切に利用した場合は機器導入前よりも使用燃油量または労働時間の5%以上の削減効果があることが明らかです。導入する付随機器によっては成果目標が達成できるか不明瞭な場合がありますが、その際はカタログ等に掲載された機器のスペックをお持ちいただいて農業振興課までご相談ください。

【3 補助対象】

Q3-1 補助対象はどのようなものか。

A3-1 要領別表に記載されている機器が対象となります。

Q3-2 中古機械は補助対象になるか。

A3-2 原則として新品を対象としますが、特に認められる場合として、残存する耐用年数が2年以上の中古機械については対象としますので、ご相談ください。

Q3-3 ネットオークションで機器を購入したいが、補助対象となるか。

A3-3 ネットオークションは対象外とします。

Q3-4 機械の入手方法で、「リース」は事業対象となるか。

A3-5 購入費用を補助対象としており、本事業は単年度事業であるため、リースは事業対象外となります。

Q3-5 機器の設置費用は補助対象となるか。

A3-5 機器の設置費用については補助対象とします。ただし、2月までに設置が完了しない場合は、設置費用は補助対象外とします。

Q3-6 ヒートポンプだけを購入したい場合、補助対象となるか。

A3-6 総合環境制御装置と一体で導入する場合、または既に設置されている総合環境制御装置を活用する場合のみヒートポンプを補助対象とします。

Q3-7 すでに総合環境制御装置を導入しており、加温機のみを更新したいが、補助対象となるか。

A3-7 総合環境制御装置を活用したヒートポンプを導入する場合に限り補助対象とします。(燃油使用の加温機から燃油使用の加温機への更新は補助対象外とします。)

Q3-8 ドローン等を共同で購入できるか。また、その場合、共同者全員の農地を合計して記載できるか。

A3-8 ドローンの共同購入は可能です。その場合、共同で利用することがわかる書類を提出してください。既存の団体等が無い場合は、共同利用組合などを設立していただくことが適当です。

Q3-9 表に記載以外の機器で、省エネを実現できる機器も補助対象となるか。

A3-9 表に記載しているもののみとします。

Q3-10 機器を年度内に入手できない場合は補助対象外か。

A3-10 原則、令和5年2月末日までに導入設置とします。作付けの関係等により設置ができない場合は、購入費のみを対象とし、購入、支払いまで2月末日までに完了していることを要件とします。

Q3-11 環境制御装置を導入する場合、温室の建築許可が必要か。

A3-11 温室本体の建築許可状況については本事業では確認しません。

Q3-12 以下の機器は、環境制御装置に含まれるか。

- ・加温器 ・ヒートポンプ ・4段サーモ ・炭酸ガス発生装置 ・天窓の自動開閉
- ・天井カーテン ・細霧冷房 ・循環扇

A3-12 上記のうち加温機と4段サーモ以外の物品は補助対象に含まれます。これらを購入する場合は、総合環境制御盤の購入（もしくは設置済み）を必須とし、制御されることを条件とします。

Q3-13 ドローンは購入後に免許を取得することになるが、よいか。

A1-13 可とします。その場合、すみやかに免許等を取得し、ドローンを活用できるように努めてください。

Q3-14 機能向上であれば、既存の機器の買い換えでも補助対象となるのか。

A3-14 原則的に、既存の機器の買い換えは補助対象外となります。ただし、新規に機器を導入した場合、機能向上によって使用燃油量または労働時間が5%以上削減できる根拠があれば、補助対象となることもありますので、個別に相談してください。

Q3-15 設置費、運搬費は補助対象経費に含まれるか。

A1-15 補助対象とします。ただし、設置費については、年度2月末日までに内に設置が完了しなかった場合は補助対象外とします。

【4 書類関係】

Q4-1 計画申請時に、複数業者の見積もり等の資料は必要か。

A4-1 必要ありません。補助金交付が決まっていない状況では、決められない事項もある

ので、暫定的な資料でかまいません。見積もりも1社の暫定的なもので大丈夫です。

Q4-3 9月末日は、必着か、消印か。

A4-3 必着とします。

Q4-4 対象となる販売農家の販売金額は確定申告で確認するのか。それとも別の方法で確認するのか。また、経営耕地面積はどのように確認するのか。

A4-4 販売金額については、青色申告、確定申告の写し、耕地面積については、農地台帳、図測、実測もしくは地図上への落としこみで確認します。

Q4-5 選考方法が示すように優先順位があるということは、条件に合致していても補助を受けられないことがあると解釈して良いか。

A4-5 申請の総額が予算の総額を上回った場合、優先順位が下位の申請者は、補助を受けられない場合があります。

Q4-6 補助率 1/2 以内であるが、申請数により全体に補助するために 1/2 に及ばない補助額になることもあるのか。

A4-6 優先順位により補助対象としますので、補助額が 250 万円以下の場合、補助率は原則 1/2 となります。

【5 計画承認後の手続き等について】

Q5-1 計画承認の時期はいつか。

A5-1 令和4年10月下旬を予定しています。

Q5-2 事業の着手について、見積もり合わせは着手となるか。

A5-2 機器の発注日を着手年月日としますので、見積もり合わせは着手となりません。

Q5-3 機器の購入に向け、日本政策金融公庫への資金調達調整等といった準備は、事前着手にあたるのか。

A5-3 事前着手には当たりません。

Q5-4 交付申請時には、事業計画提出時に添付した書類を一式添付するのか。

A5-4 事業計画提出時に添付した書類を一式添付してください。なお、計画提出後に計画の変更が生じた場合は、軽微なものであっても、着手前に速やかに必ずご相談ください。

Q5-5 計画申請後に計画を変更することは可能か。

A5-5 原則としてできません。計画の変更については、些細なものであっても、実施に支障がないか、変更前に必ず、県政C等に相談してください。確認しないまま事業が完了した場合、補助金の交付が受けられない、もしくは返還しなくてはならない事態も想定されますので、必ず事前にご相談ください。

特に、事業費の変更については、速やかに要綱第2号様式により、県政C等の承認を受けてください。

Q5-6 事業完了以降、目標達成状況報告はいつ行えばよいか。

A5-6 補助事業者は目標年度の翌年度（令和6年度）の5月末日までに、目標達成状況報告書（要領様式4）を用いて目標達成状況を県政C等に報告します。県政C等は同年の6月末日までに確認した目標達成状況を農業振興課に報告します。

（想定スケジュール）

令和5年2月まで 令和4年度事業の実施

令和5年5月 目標達成状況報告なし

令和6年5月 補助事業者は令和5年度の目標達成状況報告書を県政C等に報告。

令和6年6月 県政C等は令和5年度の目標達成状況を農業振興課にまとめて報告。
目標達成なら報告終了

Q5-7 目標達成の義務はあるのか。

A5-7 目標を達成できなかった際に補助金を返還する必要はありませんが、事業計画に対して目標達成状況が不十分である場合は、補助事業者に対して達成まで地域農政推進課が指導を行います。